

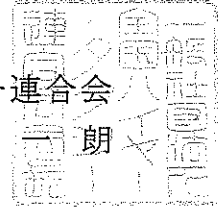


全タク連発第56号
令和3年6月2日

厚生労働大臣

田村憲久様

(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋朗



地域別最低賃金額の改定について（要望）

平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、ハイヤー・タクシー事業におきましても極めて深刻であって、地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、令和2年2月以降、観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、タクシーによる輸送人員、営業収入が4割以上激減するという甚大な影響を受けております。

特に多くの事業者において、再三にわたる緊急事態宣言の発動と延長は、地域公共交通機関であるタクシー事業経営の基盤をゆるがしかねない惨憺たる結果を招いております。

また、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こして、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況にあります。

事態の収束が全く見通せない中で、タクシー事業者はこうした状況の下、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受けて日夜必死に懸命の努力を続けておりますが、もし最低賃金額が引き上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至となります。

つきましては、貴職におかれましてはタクシー業界の現状にご理解を賜り、今年度の地域別最低賃金額改定を見送るか、あるいは、猶予措置を設けて頂くなどの措置を講じて頂きますように、強く切望いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。